シリーズ人権教育　第１３６回

児童虐待は人権侵害



保護者や同居人による児童虐待が深刻な社会問題となっています。

　東広島市でも平成２４年度に７４件（１６５人）の虐待に関する相談が寄せられ、そのうち約半数が身体的（殴る・蹴るなど）虐待でした。

　児童虐待は、子どもの心や体を傷つけ、健やかな成長や人格の形成に重大な影響を与える行為であり、子どもが「心身ともに健やかに生育し、生活を保障され愛護される権利」を著しく侵害する人権問題です。

虐待が起きる家庭は困難を抱えている

　児童虐待が起こる背景には、家庭が地域から孤立している、保護者が精神的に不安定、保護者自身に被虐待経験がある、子どもが何らかの育てにくい面を持っている、家庭に経済的な不安があるなど様々な要因があります。

　保護者が、このような自分では解決することが難しい問題を抱え、孤立した状態で子育てをし、児童虐待へとつながる傾向がみられます。虐待が起きる家庭は「困った家庭」ではなく、「困っている・支援を必要としている家庭」ともいえます。

地域ぐるみで子育て家庭を見守ろう

　核家族の生活スタイルが定着し、一見自由である反面、子育てなどで保護者にかかる負担は増加しています。そのため、子育てをその家族だけが担うのではなく、地域の子どもや子育て家庭をみんなで支えあうことが望まれます。孤軍奮闘している子育て家庭にとっては、周りの人のちょっとした気遣いや声掛けがとても力になります。

もし虐待のサインに気づいたら

　通常、児童虐待は家庭の中で行われるケースが多いため、周りからは見つけにくいと言われていますが、虐待を受けている子どもは何らかのサインを出しています。

　虐待のサインに気づいたら、市役所こども家庭課（（０８２）４２０・０４０７）や、学校、警察、地域の民生委員・児童委員さんなどに相談してください。相談（通告）には「虐待されている」という確証がなくても大丈夫です。また、相談（通告）した方の秘密は必ず守ります。

子どもたちの笑顔があふれる地域づくりに向けて、地域全体で子ども達を見守っていきましょう。



＜虐待のサイン＞

●子どもの顔や体にあざや傷がある

　（ケガをした原因の説明が不自然）

●家庭からいつも怒鳴り声や激しい泣き声が聞こえる

●不潔にしている・いつも同じ服を着ている

●親の前で子どもが極端に緊張している　など